



岐阜県教育懇話会  
〒503-0023  
大垣市笠木町229-5  
(0584)91-2478  
口座番号 00400-3-3390

編 集  
「われわれは教育と信頼を尊重し、日本にふさわしい中立的な教育を推進する。  
われわれは教育と信頼の向上にため、真摯な精神とともに、明るく純粋な教育を推進する。  
われわれは個人の向上改革を尊重しつつ、政治的中立を厳守し、主体性を堅持する。」

深刻な事態は新型コロナウイルス以前から報じられていた。

巻頭言

教育における支援のあり方

元特別支援学校長 坂口浩之

教育における支援という点、障害のある幼児児童生徒を対象とする特別支援教育や、その教育の場である特別支援学校を想起する人は少なくないだろう。そこでまず二つのことを確認しておきたい。

一つは、特別支援教育は特別支援学校だけで行われるわけではないということ。視覚、聴覚の障害や知的障害、肢体不自由、病弱等の障害がある子どもでも、その程度が軽度と判定される場合は通常の学校に在籍することになる。学校教育法では「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校においては・・・障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。」(第八十一条)と規定され、特別支援学校以外の学校でも特別支援教育を行わなければならないのである。また、近年周知が進んでいる発

達障害児についても、発達障害者支援法により、適切な教育的支援や支援体制の整備等が規定されている。つまり、すべての学校において障害のある子どもへの教育的支援を充実させることが求められている。

もう一つは、障害の有無にかかわらず、だれもが何らかの課題を有しており、個別の支援を必要としているということ。去る二月二十四日付の新聞では、「若者の孤立対策強化」との見出しで、政府が三月末の決定を目指す「子供・若者育成支援推進大綱」の改定案について報じている。文科科学省によると、昨年一年間に自殺した小中高生は四百七十九人で、前年より百四十人増えて過去最多であり、自殺の原因は「学業不振」や「進路に関する悩み」、「親子関係の不和」などが多かったという。改定案では、孤独や孤立問題は新型コロナウイルスを受けて問題が顕在化している」と指摘されているが、いまに始まったことではない。少子化の進行する中、「引きこもり全国五十四万人」、「自殺考えた経験」二十五%。若者ほど高い割合(平成二十八年九月報道)と、

それで

は、教育における支援について、どのように考えればよいのだろうか。このことを、幕末の志士橋本左内の「学制に関する意見劄子」が重要なヒントを与えてくれる。

安政の大獄により二十五歳の若さで刑死する福井藩士橋本左内は、安政四年(一八五六)正月、二十三歳の若さで藩校明道館の御用掛・学監に抜擢された。同年閏五月に提出した劄子には、人材養成のための四か条が明示されている。その大要は、  
第一に、材を知るの道。その人物の長所を見出し、短所をも見抜くこと。  
第二に、材を養うの道。その人物の長所短所を確認した上は、その長所を伸ばし、短所を改めるような養成に力を注ぎ、その成長を妨害する危険から保護してやるとともに、その者の内部から生ずる反抗心やひねくれようとする心などを取り除いてやり、その者が立派に志を遂げられるよう援助してやること。  
第三に、材を成すの道。人材の養成を終わつたならば、いよいよその者に学問と技能を教育し、その成果を

正しい方向に開花させ、実際にその能力を試し、熟練させて、有用な人材として完成すること。  
第四に、材を取るの道。その者がすでに実際の用に堪えうるところまで完成したならば、(中略) たちに推薦してしかるべき任務につけ、活躍させること。

この四つの要件をすべて実施しなかつたならば、人材を獲得する方法が完全にはならない、としている。

藩の将来を担う優れた人材の育成、いわばエリート教育の方策を説いたものであるが、優秀な生徒だからといって教科指導と進路指導だけで事足りるとはいかないのである。それ以前に、まず子どもと向き合い、実態をつぶさに観察、把握して長所短所を見出し、それに基づいて本人が直面する困難を改善・克服できるよう適切な指導をすることが不可欠なのである。それは今日行われている特別支援教育の眼目であると同時に、障害の有無にかかわらずすべての子どもが多様なニーズへの支援に通じるものである。

現状では、教員の多忙化やICT活用、対話的で深い学びの実践など山積する課題に目を奪われやすいが、次代を担う子どもたちの成長という大目標に向け、根幹となる支援のあり方が重視されることを切に願う。

## 時論

### 初期天皇の存否論を見直す

豊原支那事務局長 浅野義英

#### 一 はじめに

建国記念の日(戦前の「紀元節」にあたる。明治の初めに国家の祝日とされた『日本書紀』所載の「神武天皇即位相當日」を「紀元」とし、同六年(一八七三)施行の新暦により換算し二月十一日に定められた。それが戦後、占領軍の指令で廃止され、昭和四十一年(一九六六年)、「国民の祝日」法を改めて「建国記念の日」を設け、政令で二月十一日と定められたのである。

それから既に半世紀以上が過ぎるのに、中学校の社会科学教科書七社の中で「神武天皇」の記載があるのは二社のみである。これは一体どうしたことであろうか。国家がどのようなことであるか。国家がどのようなことであるかが分からなければ、国民としての自覚も誇りも育たない。その背景には、戦後の古代史学界の迷妄がある。

#### 二 戦後古代史学界の風潮

戦後、日本は連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)の統制下におかれた。GHQは民主主義化という美

名の下に言論統制を図り、戦前に公職にあって国家主義を唱えた重要な人物を追放した。帝国大学などでは歴史学・法学・経済学の教職員の人事も一新され、戦前と戦後で自説を変えざる者も少なからず現れた。

そのような中、古代史でもはやされたのが、津田左右吉氏の学説である。大正時代から『神代史の研究』『古事記・日本書紀の研究』などを著し、『古事記』『日本書紀』の記事を徹底的に批判し、その内容が必ずしも歴史事実を伝えたものではないとしていたからである。

その学説は、昭和に入り皇室の尊厳を冒瀆したとして非難を浴び、裁判になった。戦後、津田氏はそのことを「官権の発意から出た弾圧ではなく、右翼の一部の言論人の意見を政府が押えることができなかったからである」と語っている。

戦前の学界では、「日本の神代史において、シナの古代史に於いても、古いところは事実と違ふところがある」と認識しながら、記紀の大筋を認め、好意的にとらえる学者が多かった。

太古の日本には文字がなく、人物や事件は語り部の伝承によった。やがて漢字の伝来により朝廷でも有力者たちも記録を作るようになり、やがて歴史書を編纂する際、年代の設

定に古代支那の教理予言説を用いたが、伝承の根幹をなす基本的な部分は史実と認められてきた。

それが、敗戦によって記紀は時の権力者によって偽作・造作されたものであり、史実では無いという風潮が広がった。皇室を中心に書かれた古代の史書だけに、その信憑性が大きく揺らぎ、受難の時代を迎えることになる。

戦後の古代史学界は、科学的と称して記紀の内容を否定しながら、自己の仮説に都合のよいところは利用し、都合が悪いところは無視するという傾向があった。

しかし、津田氏自身は、戦後の昭和二十一年、雑誌『世界』の四月号に「建国の事情と万世一系の思想」を発表し、「日本の長い歴史を通して、皇室と民衆は対立するものではなかった」「皇室は国民と共に永久であり、国民が父祖子孫相承け無窮に継続すると同じく、その国民と共に万世一系なのである」という、「われらの天皇」論を述べている。

この津田論文を多くの著名な古代史家は気づかなかったのか、知らぬふりをしていったのだろうか。

#### 三 津田氏の初期天皇実在論

先に触れたように、津田氏は皇室冒瀆罪で裁判にかけられたが、その

ときのやりとりは次の通りであった。裁判長「神武天皇から仲哀天皇までの歴史の御存在は疑はしいと云ふように置者を思はしめる・・・のですが、被告は：御存在を疑つてみましたか」

津田氏「疑つて居りませぬ」  
裁判長「其の通り情じて居たのですか」  
津田氏「さうです」

このように答えた津田氏は、「現在の天皇の御祖先が極めて遠い昔からヤマトの地域に君臨せられたので」あるが、「御歴代の天皇の御名がすべていひ伝へられたとまで考へることは困難であります」としながら、神武天皇について「ある時期に於いて大いに皇威を伸張あそばされた英主、即ち神武天皇の御名が後に伝へられました御方・・・御歴代の天皇はこのように伝へられてきたと推測される」と述べている。

津田氏は、神武天皇の御存在を認めている。ただ元来大和に居られたと考へたので、記紀の東征伝説は認めないものである。いかにも遠い昔のことだから、御歴代の御名も事績も分からないとしている。

しかし、第十五代応神天皇の御代(四世紀後半)に文字が伝わり、第十代崇神天皇までの御名が書かれたと推測できると述べている。

戦後、古代史学界は津田説の記紀批判を誤解・乱用して、皇室による

建国史を否定してきただけに、氏の皇室擁護論を知って、多くの学者が困惑したのである。

#### 四 稲荷山古墳の鉄剣の出現

戦後、考古学の発掘調査の進展によって、『古事記』『日本書紀』の内容が史実として証明される遺跡・遺物が幾つも出現した。

その中でも、画期的なできごととは、埼玉県行田市の稲荷山古墳群から出土した鉄剣の銘文である。昭和五十三年、その錆による腐食を防ぐ作業の過程でエックス線放射をしたところ、金象嵌で刻まれた文字が、表裏に一一五文字も浮かびあがった。その解説から驚くべきことが分かったのである。

その中身は、辛亥年(四七二)、この刀剣の持ち主と思われるオワケの臣が、ワカタケル大王(第二十一代雄略天皇)の御代に杖刀人(護衛隊長)の隊長であるとして、自分を含めて八代前までの先祖の名前を列挙し、その役を勤めてきたことを誇らしげに記していた。

その最初に挙げられた先祖がオオヒコ(倉富比地)とあったのである。

このオオワケの臣から八代前を、一世代三十年として皇統譜で比定すると、第十代崇神天皇まで遡ることができる。そのオオヒコという人物

は、記紀に示された第八代孝元天皇の皇子であり、崇神天皇の叔父でもあって、北陸に派遣された四道將軍の一人と考えられる。

雄略天皇がワカタケル大王であることは、記紀にその名がある。熊本県玉名郡の船山古墳から出土された鉄剣にも同じ漢字の名がある。従って、当時の大和朝廷の勢力は、関東から九州まで及んでいたことが分かる。

またシナの宋書に記載がある倭の五王の一人、「武」(雄略天皇)は、「倭・新羅・任那・加羅・秦韓・慕韓六国諸軍事 安東大將軍」の称号を授けられていることから、日本が既に朝鮮半島まで勢力を伸ばしていたこともうかがえる。記紀の記述の神功皇后の三韓遠征、高句麗の好太王碑の記述、大陸を意識した応神天皇や仁徳天皇などの難波における巨大古墳の造成なども、時期的に合理的な説明ができるのである。

オオヒコなる人物が、各地に派遣された四道將軍の一人である大彦命であれば、第十代崇神天皇まで、否、その父とされる八代孝元天皇までが実在したという信憑性が高まる。

#### 五 纏向遺跡で大型建造物跡を発見

また平成二十一年には、奈良県桜井市の三輪山麓一帯の纏向遺跡か



纏向遺跡発掘現場にて 図2.9.10

ら三世紀前半と認められる大型建造物の遺構が見つかった。その大きさとから宮殿か祭殿の建物と想定されている。

この付近には、日本最古といわれる箸塚古墳をはじめ三世紀中頃の前方後円墳群がある。

出土した土器などは、伊勢・東海・北陸・山陰・河内・吉備・近江・関東系ばかりか半島からのものも見られ、初期大和王権の交易や勢力の範囲を示すものと考えられる。

このことから、記紀にみられる第十代崇神天皇の磯城瑞籬宮だけでなく、垂仁天皇の纏向珠城宮、続く景行天皇の纏向日代宮もこの近辺にあったと推定される。

このように第十代の崇神天皇が三世紀前半に実在されたのであれば、初代の神武天皇は一世紀前半に実在された可能性が高いと考えられる。

#### 六 おわりに

戦後、記紀には神武天皇以降の天皇の御事績が詳しく書かれていないため、いわゆる久史八代(第二代綏

靖天皇から第九代開化天皇)として御実在を疑問視してきた。しかし、それら歴代天皇の御実在を認めて立証に心血を注いで来られたのが坂本太郎氏や田中卓氏などである。

その有力な根拠の一つは、記紀の皇統譜をみると、天皇のお妃が、大豪族では無く、皇都があった三輪山付近の葛城をはじめ、地域の土豪(地主)出身者が多いことである。記紀の編者が作爲的に、この系譜を作成したとしたら、当時の有力者の一族とか、有力豪族の娘を妃として、権威づけたりするだろうが、そのような記述はみられない。そして、大和朝廷の勢力の発展段階の初期として、地理的な名称からも照合できて合理的に説明ができるのである。

特に田中氏の論著をみると、記紀などの古典を文献学の立場から徹底的に史料分析しながら、神武天皇から御歴代の天皇の存在を論証し、その御実在のみならず、大和東征なども詳細に述べられている。

古代における日本国家の成立過程を証明するにあたって、『古事記』や『日本書紀』などの記述から神話に歴史的事実の反映を説明する田中氏の手法は卓抜である。

今後、新たな文献や考古学の発見によってさらに証明される日の来ることが期待される。

## 〔解説〕

## GIGAスクール構想

編集部

この構想は、現在、各市町村で急ピッチに具体化されており、前回の「働き方改革」と同様、学校現場を大きく変えようとしている。

その目玉は児童生徒一人一人に情報端末を貸与し、学校と家庭での学習に活用しようというのである。本年度中に一台当たり四〜五万円する機器を全員に持たせるといふから、文科省も随分と思いつた政策を推進したものである。

同構想が発表されたのは、令和元年十二月で、羽生田文科大臣は次のように発表している。

まず「十二月十三日に閣議決定された令和元年度補正予算案において児童生徒一人一台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための経費が盛り込まれた」として、その意図を、「Society 5.0時代に生きる子供たちにとって、PC端末は鉛筆やノートと同じもの。今や社会のあらゆる場所でICTの活用がなされており、その社会を生き抜く力を子供たちに育てるためには日常的に活用させる必要がある。この機器を有効に使えば、

多様な子供たちの学びを最適なものとし、可能性を広める。本年度から新学習指導要領の全面実施が始まり、そこで求められた『主体的・対話的で深い学び』の実現にも資するものである。また、その端末と併せて校務支援システムを導入し、教師の働き方改革を進める手立てとしたい。」と説明している。

その実現は当初、令和五年を目標としていた。しかし、我が国は5Gの普及や社会全体のIT化で隣国にも遅れ、国全体に危機感があった。また平成三十年のOECDによる国際学力調査の結果、日本の子供たちは学習でデジタル機器を使用する時間は参加国中で最低であり、コンピュータ使用型の読解力も年々低下していることが分かったのである。そこへ新型コロナウイルス感染症の拡大が始まり、三月から春休みまで全国の学校が休校となる異常事態に陥った。その間、ICT環境の整っていた学校はオンラインによる授業が行われ、できない学校は教師の家庭訪問などの対応を迫られた。全国どこでも公平に教育を受けられるようにしてきた国や文科省にとって学校環境整備は先送りできない事業と判断したのである。

確かに日本がこれ以上世界から遅れをとってはならず、国をあげて改

革を推進することは急務であろう。

ただ学校現場にとって、新学習指導要領の全面実施に向けて取り組んでいる最中に機器が導入され、体制が整っているのかと危惧される。

文科省の指導では、端末の活用は①一斉学習での情報提示（黒板的な活用）②学習の個別化（一番重視されている一人一人への学習の最適化）③協同学習（話し合いなど）を想定している。しかし、いずれもソフトやコンテンツの充実が必須で、それを現場に求めるのは難しい。O市のようにソフトバンクやベネッセなどの実績ある企業と連携し、現場の負担を軽くするのが妥当だろう。

当面は端末を単純に朗読や資料の提示に使ったり、ドリルとして個別学習に活用したりすることにより、授業で当たり前の学習用具となるよう慣れさせることが肝要である。子供たちは意外にこうした機器への抵抗はなく、授業への活用が進むものと思われる。

ただ子供たちが文字を書かなくなったり、辞書などの紙ベースの資料から遠ざかったりしても本当によいのか懸念がある。また現在の歴史教科書のように、内容に問題があってもデジタル資料として便利だからと使用され続けることは避けねばならず、今後、課題を検討すべきだ。H

〔敬風烈風〕令和三年は西暦で二〇二一年である。シナの伝統由来の干支では辛丑（かのとうし）であり、戦後使われなくなった皇紀では二六八一年となる▲皇紀が定められたのは明治五年で、太陽暦に切り替えるにあたり、それまでの元号や干支ではなく、西暦のようなどこかに規準をもつ紀年法を必要とした▲世界の標準的な暦とされる西暦は、キリスト誕生の年を紀元としている。一方皇紀は、最古の歴史書である日本書記の神武天皇即位年を元としている▲建国当時は文字や記録がなく、日本書記が書かれた頃の学者は、古代中国から伝わった子言説（讖緯説）を根拠に、推古天皇九年辛酉（六〇一）の年から一二六〇年前の辛酉の年に大変革があり、それを神武天皇が即位された年とした。明治政府はその年を太陽暦に換算して西暦前六六〇年を紀元と定めたのである▲神武天皇の即位の年は科学的に証明できないが、キリストの生誕年も諸説があつて定かでないのと同様だ▲元号には一三〇〇年余の歴史があり、唯一法律の定めのある紀年法だ。我が国の特色ある文化として大切にしたいが、皇紀も日本の古い建国を示す暦として、年数のみが一人歩きしないよう増加分は差し引いて考え、我が国の誕生を慶賀する縁としたい。